

西原町教育大綱

1 基本理念

西原町は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三大原則を根本理念に持つ日本国憲法の本質にのっとり制定された教育基本法をふまえ、沖縄県教育振興基本計画及び「文教のまち西原」の実現を目指す本町のまちづくり基本条例に基づいて、次のことを目標に教育施策を推進する。

- (1) 自ら学ぶ意欲の高揚と確かな学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ心豊かな幼児児童生徒の育成を図る。
- (2) 学校、家庭、地域が相互に連携し、協力し合い、町民の多様な学習要求に応え時代の変化に対応し得る教育の方法を追求し、生涯学習のできるまちづくりを推進する。
- (3) 平和で活力ある「文教のまち西原」の形成者として、国際性を培い、郷土文化の継承・発展に寄与し得る人材を育成するとともに、スポーツ・レクリエーションの振興を図る。

2 計画の策定期間

平成29年度から平成32年度までの4年間とする。

3 基本方針

次の基本方針のもとに、学校や地域における教育施策を展開する。

- (1) 「わかる授業」の構築のため、教職員の授業づくりについて共通実践を推進し、確かな学力の向上を図る。
- (2) 心身ともに健やかで、たくましく生きる幼児児童生徒を育成するため、家庭教育の充実に努め、学校、家庭、地域との協働による心の教育を推進する。
- (3) 国際性豊かな視野の広い人材及び情報社会に対応できる人材を育成するため、国際理解教育、情報教育を推進する。
- (4) 食育、保健、安全教育など生活と関連を図った健康・体力づくりを推進する。
- (5) 豊かな町内伝統文化財の継承・発展のため、歴史的遺産を活かした教育を推進する。
- (6) 町民の一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送るために「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができる生涯学習体制を確立し、文化・スポーツ活動などを含めた多様な施策を推進する。